【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

（第八十五条の二　削除）

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、　内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（②③　削除）

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（⑤　削除）

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び金融再生委員会の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

④　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

⑤　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び金融再生委員会の認可を受けなければならない。

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款又は業務規程（有価証券市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引及び有価証券オプション取引の公正の確保に係る証券取引所の業務として政令で定める業務（以下この章において「取引の公正の確保に係る業務」という。）に関するものに限る。）を変更しようとするときは、大蔵大臣及び内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、業務規程（取引の公正の確保に係る業務に関するものを除く。）又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

③　大蔵大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

④　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

⑤　大蔵大臣は、前項の届出があつたときは、その旨を内閣総理大臣に通知するものとする。

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

（②③　新設）

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（⑤　新設）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。証券取引所の規則（定款、業務規程及び受託契約準則を除く。）の作成、変更又は廃止があつたときも、同様とする。

（改正前）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。（新設）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和60年6月21日 法律第71号】 （改正なし）

【昭和59年5月25日 法律第44号】 （改正なし）

【昭和58年12月2日 法律第78号】 （改正なし）

【昭和56年6月9日 法律第75号】 （改正なし）

【昭和56年6月1日 法律第62号】 （改正なし）

【昭和55年11月19日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第5号】 （改正なし）

【昭和46年3月3日 法律第4号】 （改正なし）

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （編者注：実質ベースで書き換え）

（改正後）

第八十五条の二　証券取引所は、定款、業務規程又は受託契約準則を変更しようとするときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

②　証券取引所は、第八十二条第一項第二号又は第三号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

（改正前）

第八十四条　証券取引所は、第八十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

②　前項の規定による変更の届出があらたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書並びにその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

③　前条及び第八十五条の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第八十四条　証券取引所は、第八十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を大蔵大臣に提出しなければならない。

（改正前）

第八十四条　証券取引所は、第八十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

②　前項の規定による変更の届出があらたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍抄本又は戸籍証明書並びにその者が第三十一条第一号、第二号及び第三号の二乃至第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

（改正前）

②　前項の規定による変更の届出があらたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本並びにその者が第三十一条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第八十四条　証券取引所は、第八十二条第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、遅滞なくその旨の変更届出書を証券取引委員会に提出しなければならない。

②　前項の規定による変更の届出があらたに会員となつた者に係るものであるときは、その者の氏名又は名称、本店その他の営業所又は代理店の名称及び所在の場所を記載した書面並びにその者が会員となつた日の現在における営業用純資本額調書を、あらたに就任した役員に係るものであるときは、当該役員の履歴書、戸籍謄本並びにその者が第三十一条第一号、第二号、第四号及び第五号の規定に該当しないことを誓約する書面を変更届出書に添附しなければならない。

③　前条及び第八十五条の規定は、第一項の規定による変更の届出について、これを準用する。